

悪いやつには財産やらず～欠格・廃除～

相続人の欠格

相続欠格については民法 891 条に規定され、次の 5 つを相続欠格の事由としてあげています。欠格事由に該当すると相続人になることができません。

故意に被相続人又は先順位若しくは同順位の相続人を死亡させた場合又は死亡させようとした場合

被相続人が殺害されたことを知っていたにもかかわらず、告発・告訴をしなかった場合

詐欺又は強迫によって遺言を遺すこと、撤回・取消・変更することを妨げた場合
詐欺又は強迫によって遺言を書かせ、撤回・取消・変更をさせた場合

遺言書を偽造・変造・破棄・隠匿した場合

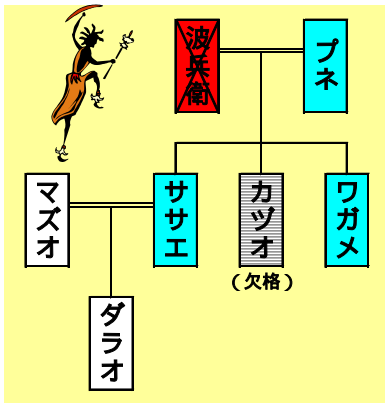


図1

【図1】カツオが故意に波兵衛を殺害しました。

カツオは欠格事由該当のため相続人はプネ・ササエ・ワガメです。

ちなみにプネが無くなった場合にもカツオは相続人になれません。波兵衛を殺さなければ、プネの相続人は波兵衛・ササエ・カツオ・ワガメの 4 人でした。カツオの取り分は 1/6 です。しかし波兵衛を殺害したため、相続人がササエ・カツオ・ワガメになり取り分は 1/3 になりました。このような取り分の増加を許すわけにはいきませんので、同順位の相続人を死亡させた場合にも相続人にはなりません。

ただしカツオの運転する車に乗っていた波兵衛が交通事故によって亡くなってしまった場合など、故意ではない場合は欠格にはなりません。

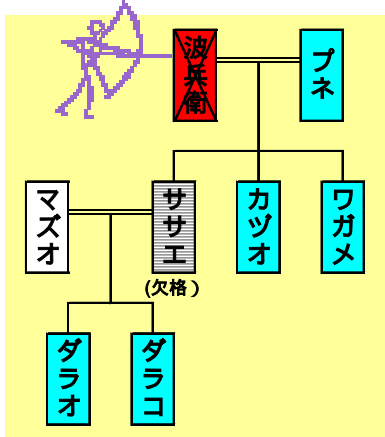


図2

【図2】波兵衛殺して相続税節税？

ササエが波兵衛を殺害した場合にはササエは相続欠格となり、ダラオとダラコが相続権を代襲します。それにより相続人がプネ・カツオ・ワガメ・ダラオ・ダラコと 1 人増えることから、相続税の計算上基礎控除額が増えますので、結果的に相続税は減ることになります。

もう 1 人作ってから波兵衛殺し・・・なんて考えてはいけません！

【図3】推定相続人の廃除

推定相続人の廃除については民法 892 条及び 893 条に規定があります。遺留分（相続人が持つ一定割合の相続する権利）を有する推定相続人が、被相続人を虐待・重大な侮辱を加えたとき、又は著しい非行があったときは、被相続人は、推定相続人の廃除を家庭裁判所に請求することができるというものです。また、廃除は遺言により行うこともでき、廃除が認められると相続人から除かれます。被相続人は遺言により財産の取得者を指定出来ますが、遺留分を侵害することは出来ません。財産を絶対に渡したくないのであれば、予め廃除をする必要があります。例えば、カツオがギャンブルに狂って波兵衛に多額の借金を肩代わりさせたり（著しい非行）又は波兵衛を物置に閉じ込めろくに食事も与えずに、「お前なんて死んでしまえ」と日々繰り返し暴言を吐いたりすれば（虐待・重大な侮蔑）廃除が認められるでしょう。

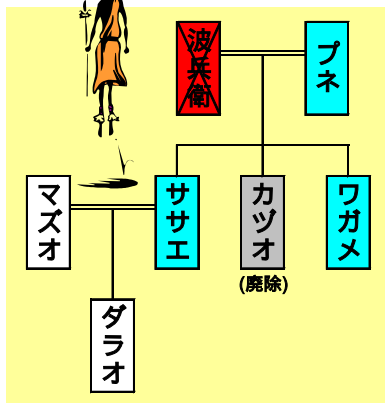


図3

カツオ 『お父さん、ぼくを廃除するって脅しても無駄だよ。だって、多分ぼくは今から欠格になるからね』

波兵衛 『カ、カツオ・・・お前何を・・・』

